

美留和 処理場 水質検査結果のお知らせ

地下水の水質検査結果

美留和一般廃棄物処理場では、有害項目の水質検査(第2回目)を実施したので、その結果をお知らせします。

検査結果は法定基準値以内であり、異常はありませんでした。



問い合わせ先

役場環境生活課環境係

☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

検査項目	単位	水質基準値	測定結果	備考
1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	不検出	重金属類など
2 総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満	
3 カドミウム	mg/L	0.003以下	0.0003未満	
4 鉛	mg/L	0.01以下	0.005	
5 六価クロム	mg/L	0.05以下	0.005未満	
6 ヒ素	mg/L	0.01以下	0.004	
7 全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	
8 セレン	mg/L	0.01以下	0.002未満	
9 トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下	0.002未満	揮発性有機化合物
10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満	
11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満	
12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	
13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満	
14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下	0.002未満	
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満	
16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.001未満	
17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満	
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満	
19 ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.002未満	
20 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	不検出	農薬など
21 チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満	
22 シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満	
24 ダイオキシン類	pg-TEQ	1以下	0.55	

子どもたちは家庭のぬくもりを求めています あなたも「里親」になりませんか

子どもは、温かい家庭で愛され、大切に育てられることによって、健やかに成長していきます。しかし、家庭のさまざまな事情により、どうしても家庭での養育を受けることができない子どももいます。

そのような子どもを自分の家庭に迎え入れ、親身になって、愛情と誠意を持って養育してくださる方を「里親」といいます。

▶里親になるには／子どもが好きで、健康な明るい家庭であれば、どなたでも申し込むことができます。養育を委託する期間は、短期間から数年間となっています。里親になることを希望される方は、家族全員で話し合いの上、お近くの児童相談所にご連絡ください。児童相談所から里親について詳しい説明をさせていただきます。申し込みは随時受け付けています。受け付け後に、ご家庭の状況調査・数日間の研修、認定・登録を経て、子どもの養育をお願いすることになります。

▶里親になったら／子どもの養育をお願いしている間は、養育費として里親手当や生活費、学校教育費、医療費などが公費で支給されます。何か困ったことがあれば、児童相談所の職員がいつでも相談に応じます。都合により一時的に休みたいときは、休むことも可能です。また、里親同士お互いに助け合えるようになっています。

▶里親になるまでの手続き

- ①申し込み／児童相談所へ相談
- ②調査／児童相談所職員が、面接や家庭訪問により、家庭状況を把握
- ③研修／基礎研修、認定前研修を受講
- ④認定／知事が社会福祉審議会の意見を聴き、里親としての適否を審査し、認定
- ⑤登録／知事が認定した方を里親として登録
- ⑥委託／児童相談所で、子どもと里親の条件を考慮した上で委託

問い合わせ先／釧路児童相談所 ☎ 0 1 5 4 ⑨ 3 7 1 7

4月から

公共施設使用料・水道使用料などの消費税率が8%に

4月1日から、消費税と地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられます。

本町においても4月1日から、各公共施設の使用料や水道使用料などに課せられている5%の消費税と地方消費税を、8%に引き上げることとなりました。

消費税と地方消費税の引き上げに伴い、料金が値上がりするものは次のとおりです。

▶施設などの使用料

屈斜路ウオータースポーツ交流公園／社会老人福祉センター／奥春別交流センター／屈斜路研修センター／川湯農村センター／川湯ふるさと館／桜ヶ丘森林公園／町営牧場／大鵬相撲記念館／釧路圏摩周観光文化センター／摩周運動公園／町公民館／町営プール／川湯屋内ゲートボール場／青少年会館／屈斜路コタンアイヌ民俗資料館

▶水道などの使用料

上水道／下水道／温泉

※上水道、下水道、温泉使用料は経過措置が設けられており、5月1日以降のメーター検針分からの適用となります。使用料は1円単位の請求となりますので、併せてご確認ください。

※経過措置は、4月1日以降新規のご契約の方には適用なりません。

▶その他

道路占用料／ごみ袋の料金／産業廃棄物の処理料金

料金のなどの詳細は、各担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先／役場総務課総務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

9〇〇草原休憩舎で物販などを行いませんか

町では、9〇〇草原休憩舎(行政財産)を使用し、食品などの物販を希望される町民の方を募集します。

▶使用期間／平成26年5月1日(木)～平成29年3月31日(金)

▶使用できる施設

①9〇〇草原休憩舎1階の一部 95.4㎡(厨房・食堂など) ②地下部分 47.7㎡ ①②合計 143.1㎡

※原則として①の使用となりますが、②も使用可能です。

▶使用料金／弟子屈町行政財産使用条例により、1ヵ月間①6万6,988円 ②3万3,494円 ①②合計10万482円

▶応募資格

①9〇〇草原展望付帯施設に来場する町民の方や観光客の方に、厨房や食堂施設などを利用して飲食物の提供や物販などができる方。

②飲食物提供・販売に際し必要な許可や免許を有する方。

③町税を滞納していない方。

※9〇〇草原展望付帯施設を使用する方は、営業許可を取得する必要があります。

▶申請期間／4月1日(火)～4月8日(火)(土・日曜日を除く)の8時45分～17時30分

▶申請書類

①行政財産使用許可申請書(役場農林課にあります)

②納税証明書・製造や販売などの許認可が必要な商品の場合は、その許認可証の写し

③提供する飲食物や販売する物品の内容を記載した書類(任意の様式)

▶現地説明会／使用希望者への現地説明会を行います。

●日時／4月7日(月) 10時

●場所／9〇〇草原休憩舎

▶使用者の決定について／使用希望者が多数の場合は、内容を審査し、選考します。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先／役場農林課農政係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)